



犬の登録の際に 確認してください！

春日市の
犬の飼い主
の皆様

1 マイクロチップ
を装着していますか？

NO

窓口で犬の登録手続き(鑑札交付、手数料3,000円)を行ってください。市外から春日市へ転入する場合は、旧所在地の鑑札を持参してください。



YES

2 環境省の指定登録機関へあなたの犬の情報を登録していますか？

NO

環境省の指定登録機関で犬の情報の登録または変更登録を行ってください。
窓口での犬の登録手続きは不要です。



YES

3 環境省の指定登録機関への犬の情報を登録したのは令和5年4月1日以降ですか？

NO

窓口で犬の登録手続き(鑑札交付、手数料3,000円)を行ってください。市外から春日市へ転入する場合は、旧所在地の鑑札を持参してください。



YES

窓口での犬の登録手続きは不要です。登録手続きは完了しています。



鑑札とは

登録された犬であることを証明するための標識です。環境省の指定登録機関へ犬の情報を登録するとマイクロチップが鑑札とみなされるため、窓口での登録手続きは不要となります。



こんなときは？

マイクロチップを装着しているが、環境省の指定登録機関へ犬の情報を登録しているかわからない場合

登録証明書を確認してください

登録証明書があれば、環境省の指定登録機関へ犬の情報が登録されています。購入または譲渡の際は購入元または譲受元の名義の登録証明書が譲り渡されますので、登録証明書の情報から環境省の指定登録機関へ犬の所有者の変更登録をすれば、所有者名義の登録証明書をダウンロードすることができます。登録証明書がない場合は、購入元または譲受元にお問い合わせください。

登録証明書の発行された日付に注意

春日市では令和5年4月1日より前に環境省の指定登録機関へ犬の情報を登録を行った場合は、マイクロチップが鑑札とみなされないため、窓口での犬の登録手続きを行い、鑑札の交付を受ける必要があります。

登録証明書



ご不明な点がございましたら、手続きの前に問い合わせ先へ連絡してください。窓口で登録した際の手数料は、原則お返しできませんので、注意してください。

●犬の登録の問い合わせ先

春日市 環境課 生活環境担当
午前8時30分～午後5時(土日祝日を除く)
☎ 092-584-1111 (内線3222・3223)
FAX 092-584-1147
✉ kankyo@city.kasuga.fukuoka.jp



●指定登録機関への登録の問い合わせ先

環境大臣 指定登録機関
(公社) 日本獣医師会
☎ 03-6384-5320

